

学 則

第2章 課程、学科、修業年限、及び定員

(課程、学科、修業年限、及び定員)

第4条 本校の課程、学科、修業年限、及び定員は次のとおりとする。

課 程 名	学 科 名	修業年限	入学定員	総定員
工業専門課程	自動車整備科	2ヵ年	65名	130名
	一級自動車工学科	4ヵ年	45名	180名
	国際自動車整備科	3ヵ年	90名	270名
	備考：・一級自動車工学科は、第1学年及び第2学年において二級自動車整備士養成基準の定める科目を履修し、第3学年及び第4学年において一級自動車整備士養成基準の定める科目を履修するものとする。 ・国際自動車整備科は、第1学年において自動車整備の基礎を習得させ、第2学年及び第3学年において二級自動車整備士養成基準の定める科目を履修するものとする。			

第3章 修業期間及び休業日

(修業期間)

第5条 本校の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2. 学年を分けて、次の2学期とする。

前期 4月1日から 9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで ※

※前期終了と後期開始は授業計画により多少の変動がある。

(休業日)

第6条 本校の休業日は、次のとおりとする。

(1) 土曜日、日曜日、及び国民の祝日に関する法律で規定する休日。

(2) 長期休業は夏期、冬期、春期とする。

2. 前項の規定にかかわらず、校長が必要と認めるときは、休業日を変更することができる。